

瑞穂市・本巣市ファミリー・サポート・センター会則

(目的)

第1条 瑞穂市・本巣市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）事業は、瑞穂市・本巣市から特定非営利活動法人キッズスクエア瑞穂が委託を受け、地域において育児の援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）を会員として組織し、地域において会員同士が育児に関する援助活動を行うことにより、市民が安心して子育てができる環境づくりを図ることを目的とする。

(事務所)

第2条 センターの事務所は、岐阜県瑞穂市馬場春雨町1丁目49番地 特定非営利活動法人キッズスクエア瑞穂の事務所内に置く。
2 センターの事務局長は、特定非営利活動法人キッズスクエア瑞穂の理事長とする。

(センターの事業)

第3条 センターは次の事業を行う。
(1) 会員の募集、登録等
(2) 援助活動の調整等
(3) 援助活動に関する講習会等
(4) 関係機関との連絡調整
(5) 広報に関する業務
(6) その他、事業の遂行に必要なと思われる業務

(会員)

第4条 会員は、センターの目的を理解し、援助活動を行う者とする。
2 利用会員と提供会員は、これを兼ねることができる。
3 会員は、援助活動により知り得た個人情報等について、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはならない。センターを退会した後もまた同様とする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、瑞穂市・本巣市ファミリー・サポート・センター入会申込書（利用会員用）（様式第1号）又は瑞穂市・本巣市ファミリー・サポート・センター入会申込書（提供会員用）（様式第2号）を提出するものとする。ただし、申込書を提出できる者は、次の各号に定義するすべての要件に該当する者とする。
(1) 利用会員の要件
瑞穂市または本巣市内に居住している者または勤務先を有する者
(2) 提供会員の要件
ア 心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有し、積極的に援助活動を行うことができる者
イ 市内または瑞穂市・本巣市近郊市町村に居住している者で、自宅等で安全に子どもを預かることができる者
ウ センターが開催する講習会を受講できる者
2 前項の規定による申込みがあったとき、前項の要件に該当すると認められる場合は、瑞穂市・本巣市ファミリー・サポート・センター会員証（様式第3号。以下「会員証」という。）を発行し、会員登録をするものとする。

利用会員登録の際は、事前打ち合わせ票（様式第1号別紙）を用いて、事前打ち合わせを行うこととする。

（保険）

第6条 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険に係る費用については、センターが負担するものとする。

（損害の補償）

第7条 会員は故意又は過失若しくは不正な行為により、センターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（会員の責務）

第8条 会員は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（1）信義に基づき誠実に相互援助活動を行うこと。

（2）会員は相互援助活動を行うときに、政治、宗教、営利を目的とした活動を行ってはならない。

（3）提供会員は、援助活動中子ども安全確保に努めなければならない。

（4）提供会員は、援助活動中子どもに異常を確認したときは、直ちに利用会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な措置をとるものとする。

（退会）

第9条 センターを退会しようとする会員は、瑞穂市・本巢市ファミリー・サポート・センター退会届（様式第4号）を提出するものとする。

2 会員が第5条第1項の要件を満たさなくなったとき、または、会員として適格性を欠くと認められるときは、会員を退会させるものとする。

3 会員は、退会したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

（アドバイザー）

第10条 センターの事業を円滑に実施するため、センターにアドバイザーをおく。

2 アドバイザーは、第3条に規定する事業の実施に当たるほか、次に掲げる業務を行う。

（1）援助活動の相談に関すること。

（2）事業の事務処理に関すること。

3 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（援助活動の内容）

第11条 援助活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）保育所、幼稚園又は小学校等（以下「保育所等」という。）の始業時間までの児童を預かること。

（2）保育所等の終業時間後に児童を預かること。

（3）保育所等までの児童の送迎を行うこと。

（4）利用会員が冠婚葬祭、病気、外出等の場合に児童を預かること。

（5）病児・病後児を預かること。

（6）病児・病後児を医療機関に受診させること。

（7）利用会員の急な出張等の場合に宿泊を伴い児童を預かること。

（8）その他、会員の仕事と育児の両立及び児童福祉の向上のために必要な援助を行うこと。

- 2 子どもを預かる場合は、原則として提供会員の家庭において行うものとする。ただし、特別な事情がある場合は、利用会員の家庭若しくは別の場所において行うことができるものとする。

(援助活動の実施方法)

- 第 12 条 利用会員は、援助を必要とする場合は、アドバイザーに対して援助依頼の申込みをするものとする。
- 2 前項の申込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を確認のうえ、申込みの内容にふさわしいと認められる提供会員を選定し、当該利用会員に紹介するものとする。
 - 3 援助活動は、利用会員と提供会員が援助内容を十分協議の上、相互の合意と責任の下に実施するものとする。
 - 4 利用会員は、申し込んだ内容以外の援助を提供会員に求めてはならない。
 - 5 提供会員が援助活動を実施したときは、速やかに利用会員の確認を受け、援助活動内容等をアドバイザーに援助活動の報告書（様式第 5 号）を提出しなければならない。また、援助活動が長期にわたる場合は、援助活動の報告書（長期）（様式第 6 号）を、病児・病後児に関する援助活動を実施した場合は、サポート活動報告書（病児）（様式第 7 号）提出するものとする。

(料金)

- 第 13 条 援助活動を依頼した利用会員は、その援助活動を実施した提供会員に対し、援助活動終了後、別表に定められた基準に従って報酬を支払うものとする。

(その他)

- 第 14 条 この会則の定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、事務局長に諮りこれを定める。

附 則

本会則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 13 条関係）
活動費基準額

1 利用会員は、次の表に掲げる活動日及び活動時間帯に応じた料金を活動時間数に応じ、当該実費相当額と合わせて、提供会員に支払うものとする。

活動日	活動時間帯	単位	料金（児童 1 人につき）		
			通常	緊急	病児・病後児
平日（月曜日から金曜日まで）	午前 9 時から午後 5 時まで	1 時間当たり	円 700	円 800	円 1,000
	午前 7 時から午前 9 時まで及び午後 5 時から午後 9 時まで	1 時間当たり	800	900	1,100
	午後 9 時から午前 7 時まで	1 時間当たり	1,000	1,100	—
	宿泊（午後 7 時から午前 7 時まで）	1 泊につき	10,000	10,000	—
土曜日、日曜日、祝日及び 1 2 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで	午前 9 時から午後 5 時まで	1 時間当たり	900	1,000	1,200
	午前 7 時から午前 9 時まで及び午後 5 時から午後 9 時まで	1 時間当たり	1,000	1,100	1,300
	午後 9 時から午前 7 時まで	1 時間当たり	1,000	1,100	—
	宿泊（午後 7 時から午前 7 時まで）	1 泊につき	10,000	10,000	—

2 兄弟姉妹等同一世帯の複数の児童に対しての援助活動については、年齢の低い児童から 2 人の年齢を合計して 8 歳以上の場合は、2 人目以降は半額とする。

3 援助活動時間が 30 分以内のときは、1 時間分の料金の半額とする。30 分を超え 1 時間までは、1 時間として料金を算定する。ただし、最初の 1 時間までは、30 分に満たないときも 1 時間とする。

4 緊急とは、援助依頼が活動開始時刻から遡り 24 時間以内の場合をいう。

5 利用会員が予約していた援助活動の実施を取り消した場合は、次の各号に定めるところにより、予約した時間に応じて第 1 項の表により算定した額を取消料として提供会員に支払わなければならない。

(1) 当日取消し 予約活動時間帯に係る 1 時間分の料金（ただし、予約活動時間が 1 時間の場合は、1 時間分の料金の半額とする。）

(2) 無断取消し 予約時間に係る料金の全額

6 児童の送迎は、活動時間に含まれるものとし、公共交通機関やタクシー等を利用した場合は、その実費を利用会員が負担するものとする。

7 児童の食事（ミルク等）、おやつ、おむつ等は、原則として利用会員が用意する。ただし、これらについて提供会員に費用の負担をかけた場合は、利用会員は、当該費用を実費として提供会員に支払うものとする。

ファミリー・サポート・センター総合補償制度について (Chubb 損害保険)

総合補償制度は、災害補償制度と賠償金補償制度の2つで構成されます。

災害補償制度は、ファミリー・サポート制度を利用する会員(※1)のケガと特定疾病(※2)を補償します。

賠償金補償制度は、ファミリー・サポート・センターの運営上、会員(※1)や第三者への賠償責任が生じた場合の賠償金を補償します。

※1 会員とは、提供会員および利用会員の子どもを指します。

※2 対象となる特定疾病

・急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患	
・くも膜下出血、脳内出血等の急性脳血管疾患	
・気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患	
・細菌性食中毒	・低体温症
・日射病および熱射病等の熱中症	・脱水症

● 補償額

【災害補償制度】

補償項目		補償額		備考
		提供会員	依頼会員および 依頼会員の子ども	
死亡・ 後遺障害	傷害	350万円	300万円	後遺障害は程度に応じて、死亡保険金額の100%~4%
	特定疾病	350万円	300万円	
入院日額	傷害	2,000円	2,000円	180日限度
	特定疾病	2,000円	2,000円	
通院日額	傷害	2,000円	1,000円	90日限度
	特定疾病	2,000円	1,000円	

【賠償金補償制度】

保険種類	補償額	備考
施設賠償責任保険 生産物賠償責任保険	対人・対物共通限度額：1事故2億円 期間中2億円	免責なし
受託者賠償責任保険	1事故・期間中：10万円	現金のみ 免責無し
初期対応臨時費用 見舞金・見舞品補償	保険期間中：500万円（下記見舞金・見舞品を含む） 死亡後遺障害：1事由につき10万円を限度とした実費 入院：1事由につき1万円を限度とした実費 通院：1事由につき5,000円を限度とした実費	免責なし
訴訟対応費用	保険期間中：1,000万円	免責なし
センター見舞金費用	①②のいずれか低い金額を限度 ①センター見舞金（実費の50%限度） ②5万円	免責なし

瑞穂市・本巣市ファミリー・サポート・センター事業の個人情報保護に関する基本方針

瑞穂市・本巣市ファミリー・サポート・センター事務局
NPO法人キッズスクエア瑞穂

瑞穂市・本巣市ファミリー・サポート・センター事業の遂行のため、会員登録などの機会を通して皆様から個人情報をご提供いただいております。

ご提供いただいた個人情報を保護することは、当センターの基本であるとともに、社会的責務であると考えています。

当センターは、個人情報保護法その他関係法令を遵守して、個人情報を適性に取り扱ってまいります。

(1) 個人情報の取得

当センターは、十分な安全管理措置を講じたうえで、瑞穂市・本巣市ファミリー・サポート・センター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動上必要な範囲で、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用目的

当センターは、取得した個人情報を、瑞穂市・本巣市ファミリー・サポート・センター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動の遂行に必要な範囲内で利用します。その他の目的に利用することはありません。

上記の利用目的の変更は、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲においてのみ行い、変更する場合は、その内容を個人に対し、原則として書面等により通知します。

(3) 個人データの安全管理措置

当センターは、個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規定等の整備及び実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性を確保するために必要かつ適切な措置を講じ、万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適正な是正対策をします。

(4) 個人データの第三者への提供

当センターは、個人情報を第三者に提供するに当たり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

①法令に基づく場合

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

④国及び地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 問い合わせ窓口

下記問い合わせ窓口にお問い合わせ下さい。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承願います。

(問い合わせ窓口)

住所 〒501-0204 瑞穂市馬場春雨町1丁目49番地

瑞穂市・本巣市ファミリー・サポート・センター事務局

NPO法人キッズスクエア瑞穂 TEL・FAX058-326-2236